

令和8年8月19日

第2回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和8年8月19日(水) 午後2時00分
2. 会 場 市民センター(市役所本庁舎西側) 313会議室
3. 出席委員 22名
4. 出席の委員
- | | | | | | |
|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 栗原 武弘 | 2番 | 佐藤 國夫 | 3番 | 吉田 久勝 |
| 4番 | 菅野 房子 | 5番 | 中村 謙一 | 6番 | 野崎 俊幸 |
| 7番 | 山岸由美子 | 8番 | 今野 拓也 | 9番 | 浪岡 真澄 |
| 10番 | 曳地 正人 | 11番 | 菅野 秀夫 | 12番 | 菅野 善晴 |
| 14番 | 渡邊 正芳 | 15番 | 安齋 昭通 | 16番 | 尾形 寅昭 |
| 17番 | 古関 恵子 | 18番 | 柴田 徳男 | 19番 | 武田 勇夫 |
| 21番 | 半澤 幹夫 | 22番 | 阿部 栄一 | 23番 | 佐藤 裕一 |
| 24番 | 玉根 吉光 | | | | |
5. 欠席の委員
- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 13番 | 菱沼寿美恵 | 20番 | 齋藤 貴裕 |
|-----|-------|-----|-------|
6. 事務局の出席者
- | | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事務局 長 | 平野 雅樹 | | |
| 次長兼農地係長 | 齋藤 良紀 | 主 査 | 小針 道理 |
| 庶務係長 | 丹治 薫 | | |

議案の内容

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について |
| 第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について |
| 第3号 | 現況確認証明願出について |
| 第4号 | 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について |
| 第5号 | 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について |

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
第6号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村謙一会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	13番 菱沼寿美恵委員、20番 齋藤貴裕委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第26期、第2回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 2番：佐藤國夫委員、14番：渡邊正芳委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(90件)】 合計90件、令和8年8月19日提出、福島市農業委員会会長 中村謙一以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件、貸借権設定8件、使用貸借権設定2件、計17件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から3番の3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番(発言を求める。)
議長	佐藤委員(発言を許可する。)
2番	整理番号1番について説明いたします。受人は以前より申請地を借りて耕作していました。元は遊休農地だった所を受人が再生した経過もあり、今回、借受地を取得する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号2番について説明いたします。基盤法からの移行になります。期間満了に伴い農地法3条許可を申請した案件です。10a当価格が少々高いと思われますが、本人同士で合意しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整地番号3番について説明いたします。申請地は受人のハウスの間にあります。渡人にとっては離れ地であり、渡人が所有し続けても遊休化の懸念があるため、今回の所有権移転によ

り遊休化の予防にと繋がると思われます。10a当価格が少々高いと思われていますが、本人同士で合意しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

6番 議長6番（発言を求める。）

議長 野崎委員（発言を許可する。）

6番 整理番号4番について説明いたします。受人は申請地の他、空き家と宅地もまとめて購入します。10a当価格が少々高いと思われていますが、空き家等と一括での購入が条件だったためです。周辺は宅地と農地が混在しています。申請地ではキュウリやジャガイモを耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 曳地委員（発言を許可する。）

10番 整理番号5番について説明いたします。渡人と受人は兄弟関係です。受人が市外在住のため、申請地まで遠いと思われていますが、これまでも受人が申請地を管理していました。その経過も踏まえて使用貸借権の設定となっています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号4番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

11番 議長11番（発言を求める。）

議長 菅野委員（発言を許可する。）

11番 整理番号6番について説明いたします。基盤法からの移行になります。期間満了に伴い農地農3条許可を申請した案件です。受人は子供と一緒に耕作しており、ナシとリンゴを栽培しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。

ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号7番から15番の9件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号7番から11番について説明いたします。いずれも同じ受人です。基盤法からの移行になります。期間満了に伴い農地法3条許可を申請した案件です。農地バンクを利用しなかった理由は、手数料が発生するためです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号12番及び13番について説明いたします。いずれも同じ受人です。申請地は受人の耕作地と地続きであり耕作利便です。ダイコンやハクサイを栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号14番について説明いたします。基盤法からの移行になります。期間満了に伴い農地法3条許可を申請した案件です。農地バンクを利用しなかった理由は、手数料が発生するためです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号15番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。申請地を生前贈与する案件であり、受人は意欲のある農業者です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号16番及び17番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号16番について説明いたします。基盤法からの移行になります。期間満了に伴い農地法3条許可を申請した案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号17番について説明いたします。申請地の隣接地に住んでいる受人に贈与する案件です。受人は定年退職に伴い、野菜類を自家消費栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

	いて、整理番号1番から17番の17件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、賃貸借権設定1件、計1件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号1番について説明いたします。保育施設の防護壁設置工事に伴い、仮設事務所及び露天資材置場敷地として一時転用する案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号5番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	整理番号1番について説明いたします。申請地までの通作路はありましたが、本当に農地だったのかと疑問に思うほど、今では完全に山林化しています。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、農地への復元は困難であると判断しました。
	整理番号2番について説明いたします。申請地までの通作路がなく、たどり着くまで苦労しました。現状は雑木が繁茂している状況です。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から6番の6件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番から6番について説明いたします。いずれも同じ受人であり、議案第1号整理番号1番とも同じ受人です。受人は遊休農地を防ぐため、復田に尽力している農業者です。今回、振興公社を通して農地の集積化を図る案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号7番について説明いたします。受人は大規模に経営しており、申請地の地区外でも耕作している果樹農家です。主にモモを栽培しています。今回は渡人の要望により利用権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号8番について説明いたします。受人は3月に新規就農した農家であり、規模拡大のため利用権を設定する案件です。申請地ではナスやキュウリ等の野菜類が栽培されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長	区域番号3番、整理番号9番から14番の6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
10番	整理番号9番について説明いたします。受人は家族で果樹農家を経営しています。今回は、一番若い孫世代である受人に利用権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号10番から13番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人である法人の経営者は外国籍であり、在留資格により滞在しています。住所が県外となっていますが、申請地の地区内に中古住宅を購入しており、現在はこちらに住んでいます。整理番号14番の受人から支援を受けながら、ネギやキュウリを栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号14番について説明いたします。受人は少し前に新規就農した農業者であり、地元にて定着しています。収穫物は農協に卸しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する）
2番	整理番号10番から13番について質問します。受人の保有している農機具について教えてください。
10番	議長10番（発言を求める）
議長	曳地委員（発言を許可する）
10番	トラクターや管理機を自前で所有しており、耕作に問題ありません。
	補足説明します。受人である法人の経営者は、3年ごとに在留期間を更新しながら、何十年も日本に滞在しています。
議長	法人の構成人数について教えてください。
10番	議長10番（発言を求める）
議長	曳地委員（発言を許可する）
10番	家族経営で構成人数は4名です。
	補足説明します。整理番号14番の受人と知り合いであり、その関係でこちらで新規就農することになりました。
議長	整理番号14番の受人の国籍について教えてください。
10番	議長10番（発言を求める）
議長	曳地委員（発言を許可する）
10番	日本国籍です。
議長	整理番号14番の受人が栽培しているキュウリについて教えてください。
10番	議長10番（発言を求める）
議長	曳地委員（発言を許可する）

10番 議長	露地栽培で、全量出荷しています。 その他ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号15番から17番の3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番 議長	議長11番（発言を求める。） 菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号15番について説明いたします。受人の親は外国籍ですが、受人自身は日本生まれです。すでに経営農地が約5反部の実績があります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号16番について説明いたします。新規設定の案件ですが、基盤法からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号17番について説明いたします。受人は以前に県外から移住して新規就農した農家です。面積が広いと思われませんが、受人は意欲のある農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号18番から21番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番 議長	議長21番（発言を求める。） 半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号18番について説明いたします。受人は認定農業者であり、水稻を栽培しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号19番について説明いたします。受人は認定農業者であり、ネギを栽培しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号20番について説明いたします。以前から受人が申請地を耕作していましたが、この度、正式に利用権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号21番について説明いたします。以前から受人が申請地を耕作していましたが、この度、正式に利用権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号22番から25番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号22番及び23番について説明いたします。いずれも同じ受人及び渡人です。渡人に耕作する意思がないため、受人に耕作を依頼した案件です。受人は大規模に経営している農家です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号24番及び25番について説明いたします。いずれも同じ受人です。整理番号25番は新規設定の案件ですが、農地法3条許可からの移行になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の14ページをご覧ください。議案第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番について説明いたします。中山間地域において活発に活動を行っていますが、申請地が農振農用地外であり助成金の対象外となっているため、農用地に編入するものです。なお、農業企画課でも現地調査を実施しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号2番について説明いたします。中山間地域において活発に活動を行っていますが、申請地が農振農用地外であり助成金の対象外となっているため、農用地に編入するものです。なお、農業企画課でも現地調査を実施しています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番（発言を求める。）
議長	玉根委員（発言を許可する。）
24番	整理番号1番について説明いたします。変更申出者の住宅敷地内に駐車場がないため、申請地を農振農用地から除外して、駐車場を設置する計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号2番について説明いたします。所有者と変更申出者は親子関係です。申請地を農振農用地から除外して、分家住宅を建てる計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。 次に、報告を事務局よりお願いします。
次長	議案書17ページ、報告第1号から28ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第2回総会を終了いたします。

(午後3時00分)

令和8年8月19日

これは、福島市農業委員会第2回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人2番 佐藤 國夫

議事録署名人14番 渡邊 正芳